



Title	第9章 子どもの権利論と社会的包摂
Author(s)	伊藤, 健治
Description	2014～2017 年度日本学術振興会科学研究費補助金 基盤研究(B) (一般) 研究成果報告書 (課題番号 26285169) 第1部 教育行政と福祉行政の連携および包摂的な学校づくり : 学習支援事業、高校内居場所カフェ、教育行政・福祉行政の連携とその課題
Citation	グローバル化時代における包摂的な教育制度・行政システムの構築に関する国際比較研究, 115-121
Issue Date	2019-12-27
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/92561
Type	research report
File Information	0009_26285169.pdf



第9章 子どもの権利論と社会的包摂

伊藤 健治

I はじめに

現代社会において子どもの権利に関する問題は多様化・複雑化しており、子ども期の不利が将来に向かって積み重なっていく状況が生じている。子どもたちが発達過程において困難を抱える背景には社会システムが大きな影響を与えており、一見すると誰に対しても平等に保障されている義務教育制度においても現実には様々な要因によって学ぶ機会が十分に保障されないまま大人になっていく者を多く生み出している。発達障害を持つ子どもや外国籍の子どもなどの特別な支援を必要とする子どもたちの問題、いじめや体罰、不登校など、学校教育での現代的な課題は学齢期における学習機会の制限に留まることなく、進学機会を限定したり学校から仕事への移行を困難にしたりするなど、その後の人生に大きな影響を及ぼしている。それにも関わらず、進路形成の問題は、学校教育制度の課題としては十分に認識されず、個人の選択という側面ばかりが強調されてしまうために、結果として家庭環境に大きく依存してしまう。個人の自由に選択しているように見える進路形成が家庭環境に依存してしまうのは、選択を可能とするための資源（経済的・文化的・社会的な資源）が、すべての子どもたちに保障されたものではないからである。そのために、不利な立場におかれた子どもたちが更に不利な状況を積み重ねてしまうのであり、不利の連鎖を断ち切るためには、子どもの権利を保障する視点から社会の構造的な問題に取り組むことが求められている。

本稿では、現代の社会問題を分析・理解する上での重要概念であり、社会政策のキーワードとして EU から OECD 諸国まで広く遣われるようになった社会的排除／包摂の概念を踏まえて子どもの権利論について考察することによって、社会的包摂に向けた基礎理論として関係論的な子どもの権利論の理解を豊かにすることを目的とする。

II 社会的排除／包摂とは何か

岩田正美 (2008) は、社会政策の分野で曖昧な用いられ方をしてきた社会的排除の概念に関して、イギリスにおける貧困研究からの批判的検討を踏まえながら、社会的排除の理論的特徴を「『参加』の欠如」、「複合的な不利」、「排除のプロセス」の3点に整理している。

第1に、社会的排除とは端的には人間関係や社会活動への参加が欠如した状態を示すものであるが、参加とは単に関係があるだけではなく、その中で物事を決定できたり意見を述べたりする声やパワーを持っていることも含まれる。この点において、社会的排除は何らかの関係性が欠如している状態を指す孤立とは区別される。

また、物質的・金銭的な資源が不足した状態であれば、社会活動への参加は困難であり、人間関係も限定的になることが実証的なデータからも明らかにされてきた。第2の「複合的な不利」とは、物質的な安定が参加の前提であるように、社会的排除は個人の人生軌跡の中で生じる諸問題と結びついて把握されなければならないということである。そのため、社会的排除の指標には、社会への

参加だけでなく、経済的側面、社会的側面、政治的側面なども用いられており、多面的な社会的不利とその要因を把握することが求められる。

第3の「排除のプロセス」への注目は、個人の人生において様々な不利が複合的に生じていくことを理解する上で重要な視点となる。つまり、社会的排除を何らかの物質や関係が不足した結果として捉えるのではなく、どのようにして生じていくのかというプロセス自体に注目することが重要となる。そのため、社会的包摂に向けた取り組みは、福祉国家的な物質的な給付にとどまらず、社会の中での個人に注目しながら、社会制度の問題や地域社会などの公共空間のあり方といった社会そのものを問い直すことが求められている。

社会的排除の理論が重視する排除のプロセスへの着目は、憲法学における人権理論にも影響を与えている。西原博史（2017：19-40）は、社会的排除・剥奪の典型として差別問題を取り上げ、平等に向けた社会政策によって無意識の加害行為が免責されてしまう可能性があることを間接差別禁止法理によって指摘する。その上で、排除・剥奪のプロセスに注目することによって、これまでの差別論を乗り越え、具体的な個人・組織・機関、法制度等が原因となって社会的排除を生じさせている責任を、人権侵害として認定する可能性を示唆している。

本稿では、子どもの権利に焦点をあて、社会的排除の視点から権利概念を捉え直す理論として、関係的権利論について考察する。

Ⅲ 権利概念の問い直しとしての関係的権利論

一般的な人権論とは異なる子どもの権利論の特徴として、子どもの生存や発達に不可欠な保護の志向を強めると大人によるパターンリズムの問題が生じ、個人としての自律への志向を強めると子どもに不可欠な配慮が欠落するというジレンマがある。西原博史（2017）は、リベラリズム憲法学が「正義の規定性」にこだわり社会関係を捨象した抽象的個人を想定してきたことを批判的に捉え、「現実生きる人間は抽象的存在ではなく、自由を行使する現実的な条件に依存する社会関係に置かれた存在である」と述べているが、子どもを権利の主体として正当に位置づける上では特に重要な問題となる。つまり、子どもの権利における保護と自律の要素を単純に統合あるいは調整するだけでは解消することができず、権利の理論体系それ自体を問い直す視点を内に含んで、子どもの権利論を再構成することが求められる。そこで本節では、子どもの依存的な関係性を前提とした上で、保護と自律のジレンマを乗り越える試みとして、関係的な権利論について検討する。

関係性の概念を権利論に取り込む試みはアメリカの法学者である Marth Minow（1990）によって先駆的に展開され、日本の子どもの権利研究においても大江洋（2004）や世取山洋介（2003）らによって Minow の理論を踏まえた関係的権利論として検討されている。

Minow の関係的権利論とは、「差異のジレンマ」を解消することを目的として、従来の自由権中心の権利アプローチに対して関係性アプローチを統合することによって権利を再構成するというものである。「差異のジレンマ」とは、人々が抱える様々な社会問題に対して平等を追求しようとする際に生じる差異の取り扱いに関する難題である。学校教育制度における「差異のジレンマ」の一例として、アメリカにおいて英語を第一言語としない少数民族の子ども達に対する言語教育の問題を挙げている。ここでのジレンマとは、英語の補習プログラムによって通常の英語授業を受けさせた場合には、少数民族の子どもたちは母国語ではない英語でしか教育の機会を享受できず、母国語を用い

た二カ国語教育を行うと少数者としてのカテゴリー化が強調されて差別や抑圧の危険性が生じてくる、といった問題である。日本においても学国籍の子どもに対する学習権保障は重要な課題となっているが、公教育においては言語に対する特別な配慮が十分ではないために学力や人間関係において困難を抱え、学校教育からの排除されてしまう子どもを少なくない。

Minow によると、従来の権利アプローチにおける法的な対応は、差異を固定的なパースペクティブによって捉えるために、「差異のジレンマ」によって生じる差別や抑圧の問題を暗黙の内に再生産している。それに対して関係性アプローチは、本質的で自然な区別として自明視されてきた「正常－異常」「有能－無能」といったような「差異」に対して、それが社会的な文脈や環境、条件によって作り上げられたものであることを明らかにする。例えば、眼鏡を使うことで視力を補うことができればそれが教育を受ける上での障害とはならないように、手話が共有されているならば聴こえないことがコミュニケーションで障害とないのである。先ほどの例では、多様な言語の子どもたちが共に学ぶことを想定していない学校教育制度やマイノリティに対する社会的問題に目を向けることで、言語の習得といった特定の子どもの関する個人的な問題が社会的問題として捉え返される。関係性アプローチを用いる Minow の中心的な課題は、暗黙の内に想定されるパースペクティブによって社会内で承認されていない差異に関して、関係性の視点から捉え直すことによって社会的なコミットメントを獲得することにある。

ただし、人間相互の複雑で豊かな関係性を追求する関係性アプローチにも限界があり、既存の社会制度や慣習から生じている根強い力関係の存在によって、弱者にとっては既存の関係性を追認するだけになる危険性を有している。そこで、規範的な力を有する権利アプローチとの統合として関係の権利論が提起される。このとき権利とは、自律的な自己決定によって関係性を断ち切る「切り札」としてではなく、他者との関係性を繋いでいく関係構築的な権利観として捉えられる。そのため権利を用いて議論を引き起こすことは、衝突を生じさせるのではなく、すでに存在している衝突を表面化させ公的な解決に導くための手段となる。

また、Minow は従来の権利アプローチがとる権利主体論は、「合理的な同意が可能な自律的人格」を想定しているために、それが特定の人物（「無能・異常」の烙印を押された人々）を排除する結果になることを批判する。そのため Minow は、権利観の基底に対話主義的な人間観・社会観を想定することによって、個人主義的な理解に基づく子どもの権利論における問題、つまり普遍主義を徹底すればかえって子どもは必要な援助を受けられず、他方、特殊主義を徹底すると子どもへの抑圧が生じるという「差異のジレンマ」の問題に対して、「関係性」により突破口を見出そうとするのである。さらに、Minow は自律自体を関係的に捉えており、自律的な権利主体も共同体があればこそ成立するのであり、自律も社会的に作られているという認識をとる。そのため関係の権利とは、既存の共同体における固定的な関係性を捉え直すことで、新たな共同体のありようを模索するものなのである。

IV 子どもの権利論における私的領域と公的領域

上記のように、Minow の関係の権利論は、社会の構造的な問題を権利保障の問題として問い直す契機を有する。しかしながら、子どもの権利研究では、既存の権利論—自律的な個人を権利主体として想定する権利論—の枠組みが明確に転換されることなく、子どもの未熟さを関係性によって補

うことを中心に、子どもの権利論が関係的に捉え直されてきた。

例えば、世取山（2003）はヴィゴツキーの発達概念に基づく子ども観から関係的権利論を検討している。そこでは、子どもの権利の意味合いについて、「子どもが自由の主体となりうるのは、自分のニーズを充足するために、外界を認識し、外界に働きかけてそれを変え、外界に関する認識を独自の形で統合する可能性を誕生後から有しているからなのである。（中略）その発達のためには、ある特定の質を持った『関係性』が必要となる」と述べる。この関係の質に関して、①子どもの主体性への大人の応答性、②子どもの発達段階ごとの可変性、という2つが重要であるとして、関係的権利を「子どもがそこにおいて主体として位置付きうるような相互的な人間関係を求める権利」と捉える。世取山の関係的権利論は、「子どもとそれに直接する大人との関係」が私的領域で行われるべきだと強調されるように、発達権の理論を発展的に継承するものである。世取山は、国家が家族法制などによって家族のあり方を公的に規制することで、私的領域で行なわれるべきダイナミックな相互関係が特定の質の親子関係に固定化されてしまっていることを問題視するため、この関係性を私的領域に移し変えていくことが必要であって、その際の国家の役割は自由な相互関係を助長することであると述べる。ここでの関係的権利は、親子関係などの親密な関係性による子どもの発達・成長に対して国家による過剰な介入を否定することの特徴として構成されている。

しかしながら、Minow が「差異のジレンマ」から析出した関係性とは、家族や教育・福祉実践での構成員同士の濃密な結びつきだけではなく、関係性アプローチは社会的文脈あるいは社会構造によって差異が作り出されていることを明らかにするものである。それゆえ、Minow は、子どもの権利論に関する様々なレトリックが公的支援の支持を集めることに失敗してきた理由として、国家による家族への介入に対して私的領域の自由を重視する文化的な抵抗が根強く存在してきたことを指摘している。また、こうした背景によって子どもが社会的な関心の範囲外として扱われてきたことに加えて、子どものニーズが他の重要な問題（経済問題、雇用問題、女性の家族内でのケア労働や社会的地位、貧困家庭に対する社会的な蔑視、公教育の失敗など）と相互に関係していることが、子どもの権利保障を困難にしているのだと述べる。Minow は、子どもを尊厳と尊敬と自由に値する権利の担い手として尊重するというコミットメントを、社会において形成していくことが重要であると指摘している。

つまり、関係的権利論は、子どもの発達を相互的な人間関係（私的領域）によって保障するだけではなく、子どものニーズを社会的な問題として公的領域における議論の俎上に載せられることが求められる。

V 関係的な人間存在としての権利主体像の想定

近代リベラリズムの概念に基づいて展開されてきた権利論は、普遍的な性質を標榜するにもかかわらず、特殊な属性によって権利主体を制限するため暗黙の内に多くの存在を権利論の射程から排除してきた。すなわち、合理性や自律性に関する能力を有することが権利主体たり得る要件とされてきたために、子どもを含めた自律的な判断能力を欠く（とみなされた）人々に対しては、リベラリズムとは異なる規範的原理（保護や慈善、意思判断の代理など）によって社会につなぎとめてきた。

一方で、Minow の関係的権利論に代表されるように、近年の法哲学的な議論では、近代リベラリ

ズムが前提としてきた自律的な個人観による権利論への批判という視点から関係的な権利観が示されている。それは、後述するように、権利主体としての根拠を、理性や能力といった個人の特殊な属性に求めるのではなく、“すべての人を自由な個人として尊重する”という普遍的に共有可能な社会認識に求めることによって、「自律的な個人」というフィクションではなく現実存在している相互依存的な人間像を権利主体として想定する議論である。

このような人間が本来的に有する関係的な性質に基づいた問題提起によって、自律的な個人を法的主体として想定する近代リベラリズムでは、その理論的射程から特定の人々を排除してしまうことが明らかにされてきた。こうした批判に応答するように、リベラリズムの内部からも転換を図る議論が生じている。その中で、権利主体の位置づけについて論じる野崎亜紀子（2013：257-268）は、フェミニズムから提起された公私区分に関するリベラリズム批判の妥当性について検討し、近代リベラリズムが重視してきた「自己決定権の尊重は、リベラルな国家を構想する上で、＜他の何者でもない私という存在＞としての法的主体を法制度上尊重する手法として、現段階で最も有効な手法である、という判断に基づき、リベラリズムはこれを採用する。しかし、自己決定することのできる主体のみが主体の資格を有するとする理解は、自由意思の尊重という想定から捉えた、主体の一理解に過ぎない」と指摘する。野崎がこのように述べる背景には、法的に配慮されるべき対象であると承認される存在としての主体は、その性質を事前に確定すると、それ以外の存在は排除され、忘却されてしまう、という認識がある。そのため、法的主体は、一人ひとりの人間を＜他の何者でもない私という存在＞として承認することを前提とするものでなければならない。その際、問題の核心となるのは、「他者との関係性の下で、自己を自己として、他者を他者として尊重すべき」ということであって、これが個人の自己決定を尊重するというリベラルな規範を生むのだと述べる。すなわち、自律的な個人という主体像や自己決定の尊重はリベラリズムにとっての目的ではなく、関係的な存在として承認されるべき個人を尊重する社会構想における手段に過ぎないなのである。

VI 関係的権利論における権利主体像の問題—Vulnerability の視点から

自律的な個人という権利主体像を前提にした関係的権利論が抱える問題を明確にしていくために、Vulnerability の視点から重度知的障害者の承認について論じている田中耕一郎（2010）の考察を手がかりとして検討する。

リベラリズムの権利概念を关系的に補うことは、それまで権利論の射程から排除されていた存在に対して、1つは将来的に自律的な主体となるであろう可能性によって、もう1つは依存的な存在が他者との関係性によって、リベラリズムの射程に包摂しうると述べる。田中によると、「リベラリズム批判の文脈において提起されてきたこれら＜関係主義＞的な承認の論理は、確かに一方で、自律性の非保有という属性によって連帯規範から放逐される＜重度知的障害者＞にとって一定の有効性を主張しうる」ものであるが、他方では、「関係性」から排除された人々（現実にはケアを提供する者との関係を持たない依存者）の存在については、どのように承認されうのかという問題が生じるために、再び普遍的規範としての権利主体の問題へと引き戻されてしまう。すなわち、権利主体としての自律性を補ってくれる関係性を持たない社会的に排除された人々は、権利の主体とは想定されていないために包摂的な社会政策を権利に基づいて要求することが困難となっているのである。

こうした権利主体の問題について、田中は vulnerability（可傷性、傷つきやすさ）の概念から、属

性主義を乗り越える承認のあり方を提示している。つまり、「人間が承認されるのは、自律を有するからでも、その潜在的素地を有するからでもない。人間が承認されうるのは、その存在が普遍的に有している vulnerability という不完全さゆえに」であり、「この承認に基づき、再分配の平等性を考えると、たとえば、①個々の vulnerability をケアする＜関係性＞形成のための条件や機会の平等分配、②個々の vulnerability が＜傷＞を生じさせないための方策の整備、等を挙げることができる」と述べる。

田中の指摘は、既存の関係性の範囲ではヴァルネラブルな個々に対して愛情やケアの提供を完全に保障することはできないという関係主義の問題点を明らかにした上で、それらの生成の土壌となる＜関係＞の可能性を社会として整備することは可能であるとするものである。この時、個々の vulnerability は個別的にケアされなければならないため、ケアの平等分配という社会的な規範原理が新たな課題となる。一方で、Bryan Turner (2006) は、誰もが少なくとも潜在的には vulnerable であることから、vulnerability を人権概念における普遍性の基礎に求める。

以上のような vulnerability による承認の議論は、自律的な個人という人間像に基づいた近代リベリズムが暗黙の内に特定の人々を理論的射程から排除してきたことを明らかにする。

VII おわりに

以上のように、現代の法哲学的議論では、権利主体としての根拠として誰もが排除されることのない価値観（個人の尊重や vulnerability）の共通理解を求める議論が積極的に展開されるようになっており、人権理論としての発展・進化が期待される。このような状況は、現代社会における社会的排除への認識の深まりが、人権の根拠を人間の理性や本性に求めること、そして、それゆえに人権の主体たる要件を有能さに求める人権理論では現実の深刻な問題を捉えきれてないことが明らかとなり、他者への依存的な関係性を不可避とする人々が共に生きる社会において、如何なる人権が保障されるべきかが問われるようになったと考えられる。

現代のリベリズムは、個人がそれぞれに「善き生」を構想し、実現していくことを尊重する価値多元的な社会構想であるが、その際に社会は自由で平等な権利を保障することによって個人を積極的に支援していく責任を有している。そのため、子どもの権利においても、子どもが一人の人間として成長・発達していくために必要な支援を、社会が如何にして保障するべきかを明らかにすることが課題となっている。社会的排除の概念は、現代社会において特定の子どもたちが成長・発達のプロセスの中で不利益を複合的に積み重ねてしまう現実を把握するために有益であるが、社会の構造的課題に対する社会政策と困難を抱えた個人を救済する個別的な対応を同時に進めていくためには、権利保障の観点から問題解決に向けた道筋を探っていくことが求められる。

【参考文献】

岩田正美 (2008) 『社会的排除—参加の欠如・不確かな帰属』 有斐閣

大江洋 (2004) 『関係的権利論—子どもの権利から権利の再構成へ』 勁草書房

小久見祥恵 (2004) 「差異と平等—マーサ・ミノウの理論を手がかりに」『同志社法学』第 56 巻第 1

号

笹沼弘志（1994）「権力と人権—人権批判または人権の普遍性の証明の試みについて—」憲法理論研究会編『人権理論の新展開』啓文社

田中耕一郎「〈重度知的障害者〉の承認をめぐって—Vulnerability による承認は可能か—」社会福祉学 51 巻 2 号（2010）

西原博史（2017）『平等権と社会的排除—人権と差別禁止法理の過去・現在・未来』成文堂

野崎亜紀子（2006—2007）「法は人の生 life を如何に把握すべきか（一）—（四・完）—Martha Minow の関係性の権利論を手がかりとして」『千葉大学法学論集』第 21 巻第 1—4 号

野崎亜紀子（2013）「法的主体と関係性—ケアの倫理とリベラリズムの倫理」仲正昌樹編『「法」における「主体」の問題』御茶の水書房

世取山洋介（2003）「子どもの意見表明権の Vygotsky 心理学に基づく存在的正当化とその法的含意」『法政理論』36 巻 1 号

Bryan Turner (2006) *Vulnerability and Human rights*, Penn State University Press 2006

Marth Minow (1990) *Making All the Difference: Inclusion, Exclusion, and American Law*, Cornell University Press

Marth Minow (1995)“What Ever Happened to Children’s Rights?” *Minnesota Law Review* Vol.80, No.2.

